

官報

号外 昭和三十六年六月六日

○第三十八回 参議院會議錄第三十五号

昭和三十六年六月六日(火曜日)

午前零時二十分開議

議事日程 第三十四号

昭和三十六年六月六日

午前零時十分開議

第一 農業基本法案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

第二 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 愛知用水公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 原子力損害の賠償に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 原子力損害賠償補償契約に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 農業基本法案(前会の続)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 小柳 牧衛君

同 占部 秀男君

同 杉山 昌作君

同 江藤 智君

同 千葉 信君

同 松澤 兼人君

同 大森 創造君

同 大谷 繁潤君

同 宮澤 喜一君

同 加賀山之雄君

同 徳永 正利君

同 文教委員

同 社会労働委員

同 農林水産委員

同 運輸委員

同 建設委員

同 農林大臣閣下決議案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

農林水産委員 亀田 得治君

運輸委員 常岡 一郎君

建設委員 藤田 進君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 宮澤 喜一君

同 千葉 信君

同 大谷 繁潤君

同 徳永 正利君

同 占部 秀男君

同 藤田 進君

同 亀田 得治君

同 杉山 昌作君

同 小柳 牧衛君

同 常岡 一郎君

同 江藤 智君

同 大森 創造君

同 加賀山之雄君

同 松澤 兼人君

同日議員戸武君から委員会審査省略の要求書を付して左の議案が提出された。

農林大臣閣下決議案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

首都建設問題調査会設置法案(中島敏君外十二名提出)
内閣委員会に付託

職業安定法等の一部を改正する法律案(滝井義高君外二十一名提出)
社会労働委員会に付託

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、農業基本法案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)を議題といたします。

宮澤喜一君外一名から、成規の賛成者を得て、質疑終局の動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。

表決は記名投票をもって行ないます。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(松野鶴平君) すみやかに御投票をお願いします。すみやかに御投票をお願いします。(そりうのは了解しない。議事が残った延会することをお願いいたします。認め。客観的な事情がどこにある。議長一人

で判断したのだよ。これは動議が出てやったのじゃないのだぞ。その理由を公示しなさい。それがあなたの偏見です。そんなことはデモに言え。何をあなた方は言っているのだ。こりうものを確信だと言っているのか。やれる。どこでやれるのだ。客観情勢を判断してやっているのだ。と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。私語を禁じます。(何を言っているのだ。それが国会議員の常識か。と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。私語を禁じます。静粛に願います。すみやかに御投票をお願いします。(私語を禁じます。議長、時間制限と呼ぶ者あり)すみやかに御投票をお願いします。

ただいま行なわれております投票につきましては、自後五分間に制限いたします。時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。すみやかに御投票をお願いします。制限時間に達しました。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

昭和三十六年六月六日 参議院會議録第三十五号 農業基本法案(前会の続)

阿具根 登君	大和 亨一君
大倉 精二君	小笠原三三男君
中田 吉雄君	荒木正三郎君
小酒井義男君	高田なほ子君
光村 基助君	加藤シヅエ君
清澤 俊英君	吉田 法晴君
木村精八郎君	松澤 兼人君
岩間 正男君	野坂 参三君
須藤 五郎君	米田 勲君
大矢 正君	森中 守義君
北村 暢君	安田 敏雄君
藤田藤太郎君	相澤 重明君
木下 友敬君	平林 剛君
秋山 長造君	久保 等君
永岡 光治君	戸叶 武君
椿 繁夫君	矢嶋 三義君
成瀬 晴治君	岡 三郎君
佐多 忠隆君	田中 一君
重盛 壽治君	藤原 道子君
千葉 信君	近藤 信一君
羽生 三七君	内村 清次君
江田 三郎君	野溝 勝君
松本治一郎君	

反対者(青色票)氏名 百三十九名

苦米地英俊君	田中 啓一君
山本 米治君	佐藤 尚武君
近藤 鶴代君	村松 久義君
堀 末治君	藤野 繁雄君
村上 義一君	篠森 順造君
黒川 武雄君	泉山 三六君
杉原 荒太君	野上 進君
山本 杉君	谷村 貞治君
天竺 良吉君	米田 正文君
鳥島徳次郎君	岸田 幸雄君
北島 教真君	金丸 富夫君
川上 為治君	徳永 正利君
仲原 善一君	鈴木 万平君
手島 榮君	大谷藤之助君
鍋島 直紹君	石谷 憲男君
増原 恵吉君	山本 利壽君
佐野 廣君	後藤 義隆君
中野 文門君	前田佳都男君
上原 正吉君	岩沢 忠恭君
武藤 常介君	野本 品吉君
小柳 牧衛君	宮澤 喜一君
杉浦 武雄君	新谷寅三郎君
西郷吉之助君	紅露 みつ君
木内 四郎君	石原幹市郎君
斎藤 昇君	下條 康磨君
林屋亀次郎君	小林 英三君
大野木秀次郎君	田中 茂穂君
柴田 栄君	江藤 智君
西田 信一君	林田 正治君
木島 義夫君	村上 春蔵君
鹿島 俊雄君	植垣弥一郎君
赤間 文三君	青田源太郎君
安部 清美君	堀本 宜実君

松村 秀逸君	松野 孝一君
井川 伊平君	堀見 俊二君
上林 忠次君	梶原 茂嘉君
高橋 衛君	前田 久吉君
河野 謙三君	横山 フク君
平島 敏夫君	館 哲二君
大谷 賢雄君	青柳 秀夫君
井上 清一君	加藤 武徳君
高橋進太郎君	小沢久太郎君
古池 信三君	秋山俊一郎君
小山邦太郎君	安井 謙君
木暮武太夫君	迫水 久常君
重宗 雄三君	堀本 謙三君
那 祐一君	草葉 隆圓君
一松 定吉君	青木 一男君
木村郷太郎君	津島 壽一君
野田 俊作君	大川 光三君
岡村文四郎君	細木 亨弘君
重政 庸徳君	西川甚五郎君
湯澤三千男君	井野 碩哉君
植竹 春彦君	永末 英一君
基 政七君	田上 松衛君
田畑 金光君	片岡 文重君
相馬 助治君	向井 長年君
天田 勝正君	東 隆君
松浦 清一君	村尾 重雄君
中村 正雄君	曾根 益君
山田 節男君	赤松 常子君
棚橋 小虎君	

○議長(松野鶴平君) 討論の通告がございます。順次発言を許します。亀田得治君。

「亀田得治君登壇、拍手」

○亀田得治君 私は日本社会党を代表して、ただいま議題となつてゐる政府提出の農業基本法案に反対するものであります。反対の理由は、はなはだ多岐にわたるものであります。特に重要と思はれる四つの項目について申し述べたいと存じます。

まず第一に、本法の目標が不明確な点であります。すなわち、国の農業政策の目標を規定した第一条には、農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営み得るようとする旨規定いたしております。委員会においては、ここにいう「他産業」の意味についてはしばしば質問されたが、結局、明確にされなかつたのであります。政府は、他産業のどこを均衡の基準としてとるのかを具体的に示すでもなく、また、他産業全体の平均でもないと言ひのであります。生活均衡の基準を具体的にどこに置くかによつて、農民の生活をどこまでよくしよとするかがきまるのであります。この一番大切な点をぼかしたまま本法を通そうとする政府の態度は、どこまで真剣に農民のことを考へてゐるかを疑はざるを得ないのであります。

(拍手)

第二に、基本法の最大の欠陥は価格政策のあいまいさにあります。この点については、私の修正案の説明にあたり意見を述べましたので、省略いたします。

次に、第三の問題として、農業構造の改善について述べたいと思ひます。言ひまでもなく、農業構造はそれ自体が目的ではなく、それは、農民が生産性を高め、所得を増大し、よりよい生活を築くという目的のための手段であります。従つて、構造問題の出発点は、そのような目的を達成するためにはどの程度の経営規模が必要であるかの見通しを立てることです。この点に關し、政府はまず、法第十五条で自立経営の育成をうたつており、政府の考へ方は大体二ヘクター前後を考へてゐるようであります。そのような小さい規模のものではすぐに間に合はなくなる危険性があります。農業生産自体も近代化していくことを前提とするならば、そのような小さな規模では、家族労働力の十分な消化すら不可能になります。しかも、他産業はどんどん成長するのでありますから、とても、ついていけないことは必至であります。しかも、政府が今考へてゐる程度の自立経営を作ること、実はなかなか容易ではないのであります。その理由の一つは、近年の農地価格の上昇であります。昭和二十八年と昭和三十五年を比べると三倍にもなつております。もちろん、最近では幾らか騰勢がゆるんでおりますが、全体的に見て決して保ち合ひ、低下の傾向にはありません。総理は、農業経営の採算から見ても今後はそんなに上がらないだらう、

昭和三十六年六月六日 参議院會議録第三十五号 農業基本法案(前会)の続

と樂觀的に見ておりますが、しかしながら、日本の農地価格は、農業外の原因、たとえば人口増、工場建設、公共事業などに刺激されておるのでありますが、これらの要因は、今後とも、強くそなれ決して弱まることはないのではありません。

以上のように見ると、政府が力を入れて自立経営は、農地価格等の面からの制約ではなかなか育成しがたいばかりでなく、それほど大きな犠牲を払って作り上げたとしても、それがはたしていつまで適正な自立経営として通用するのか、疑わしいのであります。自立経営を原則とする政府の構造改善政策では、新しい農政の基調を作ることにはできないのであります。(拍手)

社会党は、政府のこのようなちっぽけな自立経営本位の方針に対して、大規模な農地造成と経営の共同化によって、現在の日本の過小農経営の矛盾を徹底的に克服しようとしておるのであります。すなわち、

社会党は、まず三百ヘクタールの新しい農地の造成を主張いたしております。この可能性については若干の論議はありますが、委員会における政府の答弁、政府機関による過去の諸調査、及び日本の耕地面積の全国土に対する割合が二〇％弱という、いかなる諸外国に比べてもはなはだしく低率であることなどからして、十分その可能性があると考えられます。

次に、社会党は、農民の自主性を尊重しながら経営の共同化の促進を主張しているのではありません。すなわち、これによって農地取得のための莫大な現金を農民間に動かすことなく、経営規模の拡大という目的を達し得るのであります。

政府は、家族経営が農民心理の上から適当だということを強調し過ぎるようであります。新しい進歩的農民はそのような觀念にとらわれておりません。どのようにすれば他産業と均衡できる経営規模になれるかということが問題点なのであります。そのような見地に立つならば、日本のように農地の少ない国では、社会党の方針の方がより現実に合致していると言わねばなりません。(拍手)

農業基本法という以上は、農民の古い感情にとらわれ過ぎないで、新しい方向に目を向けさせるものでなければなりません。

第四点は、兼業農家対策であります。時間がないので、この点は省略いたします。

以上、私は、第一に基本法の目標、第二に価格政策、第三に構造改善政策、第四に離農対策等を取り上げたのであります。いすれの点におきましても、政府の対策は農民の現在の要求と疑問にこたえていないのであります。このような基本法では、とても農業者と他産業従事者との生活の格差を解消することはできません。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 櫻井志郎君。

〔櫻井志郎君登壇、拍手〕

○櫻井志郎君 私は自由民主党を代表して、ただいま議題になりました内閣提出、衆議院送付の農業基本法案に賛成し、そのすみやかなる成立をこいねがうものであります。

日本再建の基礎をつちかゝる國期的な大事業でありました農地改革は、農村の民主化の進展、農業生産力の拡大及び農業者の地位の向上に大きな役割を果たし、ここに日本農業は戦前における姿を一新し、あすへの発展が大いに期待されたのであります。しかるに、戦後の復興段階がほぼ終局に近づいた昭和二十七年、八年ごろから、内外の諸情勢が激しく移り変わり、その結果は、農業に大きな影響を与え、ここにわが国の農業はその危機をさへ唱えられるに至つたのであります。かような事情のもとにおいて、すみやかにその基本方針を確立し、国民経済の中において農業の正しい位置づけを行ない、その向かうべき道を明らかにして、農業が一般経済の進展におくれをとることのないようにしなければならぬということは、ひとり農業に關係する者ばかりでなく、世の識者がひとしく痛感していたところであります。このことはひとり日本に限られたことではなく、ヨーロッパ各国においても、他産業の近代化が進み、その成長発展が活発になるに従つて、農業の比重が相対

的に低くなり、これを是正するための農業基本法制定の動きは、近年の傾向として各国で制定されるに至つたのであります。

以下、私はきわめて簡潔にその見解を披瀝して、内閣提出の農業基本法案に賛成する事由を明らかにするものであります。

賛成の理由の第一は、本法案は、広く国民経済全般の中で農政の方向を打ち立てようとしておることであり、農業の中だけで解決の道を見出そうとするがごとき狭い視野にとらわれていないことであります。

第二の理由は、国の総合的な経済力の発展に即し、農業の育成に國期的な努力をする趣旨を明確にしていることであります。

第三は、自由主義経済の基調に立つて、農業の向こうべき方向に誘導しようとしておることであり、計画経済的な思想にくみしていないことであります。

第四は、日本の過去及び現実を正確に把握し、その向こうべき方向付けのための有効適切な諸施策を強力に推進しようとしておることであります。

第五の理由としては、農業者の自由なる意思による経営方式の選択の場を提供していることであります。

これを要約すれば、国民経済の成長発展に即応し、劣悪な諸条件に取りま

かれています農業を高度に発展せしむるため、最善の努力を尽くすべき国の責任を明確に規定し、あわせて、地方公共団体の施策、農業者並びにその団体の自主的な努力の方向付けを行なっているのでありまして、きわめて適切妥当なものと思つております。

なお、付言して申し上げたいことは、五月二十二日、地方聴聞会を開いたのであります。その地域の選定につきましては、それぞれ地域的な特殊性を備えている福島、長野、富山の三県を選び、また三十一名の参考人の選択につきましては、政党、各会派が一切關係することなく、純粋な農業者、しかも、その農業者は、あるいは専業、あるいは兼業、あるいは平地、山間、米の単作、酪農、果樹、輸出農産物、各方面の経営者を網羅して、その赤裸々な意見を聞いたのであります。が、ほとんどその大多数は農業基本法の一刻も早く成立せんことを渴望しておつた事実でございます。(拍手)

以上をもちまして、私は簡単ながら政府案に賛成の意見を申し述べます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 東隆君。

〔東隆君登壇、拍手〕

○東隆君 私は民主社会党を代表して、政府提案の農業基本法案と、亀田、安田、北村三君の修正案について、反対の討論を行ないます。

首相の心のふるさとの農業は、今、老人と婦人によって經營されようとしています。この日本農業の曲がり角に際して、わが民社党もまた農業基本法案を提案いたしております。政府案は、自由経済の側にあつて、資本主義の合理主義に立脚立案されたことは明らかであります。従つて、日本の農業、農村を今日の状態に持ち來たしたものがこの主義なのでありますから、理論からも事實からも、この暗い傾向を助長するおそれが多いのであります。政府の農業法案が示されたとき、与党内のいわゆる農村議員の諸君がこの草案に修正を加えて政府案となつたのであります。これに對し、資本家、企業經營者側からの非難を受け、たことは、政府案の中心理念を明らかにするものであります。わが党案は、計國經濟に基本を置いた社会主義の立場を堅持しております。また、漸進的にこの目的を達成しようという改良主義の上に立案されていることも事實であります。ここが政府案と基本的に異なり、社会党案の急進な社会党案と相違するところであり、これは明らかに立場の相違であり、われわれの政府案に反對する理由はここにあるのであります。

また、亀田得治君、安田敏雄両君の修正案程度では、われわれの目的を達することはできないのであります。さらに、北村暢君の修正案は、社会党案

の全文でありますから、この案に對しても、政府案と同様、反對をするものであります。

以下数項にわたつて述べる反對理由は、主として政府案に對して警告的なものであることを御了承願ひたいのであります。

第一は、農業基本法に對する政府の態度を疑わざるを得ないのであります。私は、昭和七年の五・一五事件の申し子ともいふべき農山漁村の經濟更生運動を地方にあつて進めた一人であります。当時の政府の決意と農林省の体制の整備、これに即応した当時の協同組合である系統産業組合運動の展開等は、響きの声に應ずるものがございしました。農政審議会の議を経て基本法推進の体制を整えるというのでは、公約だから立法を急ぐというだけでは、政府の決意による農業基本法推進の体制はできるものではございませ

第二は、農業基本法は、関連法律が実現しなければ、からの法律、からつ法だと言わざるを得ません。農業基本法は、周知のように宣言立法であり、宣言立法であればあるほど、関連立法が並行審議されなければなりません。ウィルヘルム・リープクネヒトは、あらゆる農政問題の窮極は農地の

問題になると言つていたのであります。が、この農地に関する法律も、審議は衆参とも未着手であります。農民は、みずからの組織である農協の自主的な活動によつてみずからを守らなければなりません。そのよりどころである農協法の改正も、政府の農業基本法一本やりの審議でよく、今日は日の目を見ないやうであります。これでは、政府案の農業基本法案は通過しても、農家に對して、から証文を手えたことになり、わが党が慎重に審議することを主張して今日に至つて

第三は、國の責任を政府案は逃げて責任において國の施策を實行すべきことを主張するのは、現在の工業國日本が生まれるまでに、わが國農業が払つた犠牲を思うからであります。明治維新における日本の財政は、周知のように地租によつてまかなわれたのであります。日本の殖産興業は官營のモデル工場によつて出発いたしております。この官有物払い下げ等によつて日本の新興財閥が生まれたのであります。地主は地方銀行を作り、工業の発展のための資金源になつたのであります。これは戦前の世界にもたぐひのない高

第四は、計画といふことを故意に避けていることとあります。長期見通し、選別的拡大生産といふ、うたい文句は、基本計画、生産計画を本来立てるべきところを、これでは國の責任が重なるので、逃げるための逃げ言葉であるとしか考えられませんか。価格においても、われわれの生産費所得補償方式は、政府の基本的な考え方からは最も対立的なものであることは明らかであるが、政府の流通面の基本的考え方では、常に農家にしわ寄せされるこ

類小作料を作り上げたのであります。日本の工業は、農耕者の犠牲の上に、このようにして発展したものであると言つて過言ではないのであります。

さらに、戦争がなぜ起きるかという經濟的根拠を知つてゐるわれわれは、今日まで幾たびかの戦争には忠勇なる兵士を農村に送つてゐるのであります。これらの大きな犠牲に對して、國の責任において農業政策を立てるべきであると確信するものであります。しかるに、政府案は、前文において「國民の義務に属するものである。」と、國の責任を國民の責任に転嫁してゐるのであります。農業基本法の背景には、ラッサールのいう夜警國家の性格があると言わざるを得ません。あえて申し上げます。農業基本法は國の責任において進められるべきものであつて、ここに立法の趣旨があるはずであります。

第五は、低所得農家に對する配慮がないこととあります。所得倍増には自立農家の育成が必要ではあります。農業農家をいかにすべきか、零細農家の所得をいかに増加させるか、僻地農業をいかにして文化的農業にするか等は、農業従事者と他産業従事者との所得の均衡、生活水準の均衡を得させる中心的な内容であるはずであります。政府案はこれらを完全に忘れてゐるのであつて、これでは農民政策であると言われても申し開きはできないはずであります。

第六は、政府案の農政審議会では、農業従事者の意思は反映されないといふこととあります。政府は農業基本法の運営を農政審議会を中心に進める方針であります。が、學識経験者十五名では農業従事者を構成員に加えることは不可能であります。日本は東西に長い國ではなく、南北に長い國であります。南の方の麦を刈り取るときは、北の方では、まきつけのときであります。地域性一つ考えても、經營の種類を考へても、農業従事者の意思は日本農政に反映されなければなりません。これでは、農政審議会は、政府並びに農林省の責任転嫁の審議会になるおそれ

とは農業者も十分知つてゐるのであります。従つて、政府案は農民の望ましい農業基本法を通そうとしてゐるということができます。

第五は、低所得農家に對する配慮がないこととあります。所得倍増には自立農家の育成が必要ではあります。農業農家をいかにすべきか、零細農家の所得をいかに増加させるか、僻地農業をいかにして文化的農業にするか等は、農業従事者と他産業従事者との所得の均衡、生活水準の均衡を得させる中心的な内容であるはずであります。政府案はこれらを完全に忘れてゐるのであつて、これでは農民政策であると言われても申し開きはできないはずであります。

第六は、政府案の農政審議会では、農業従事者の意思は反映されないといふこととあります。政府は農業基本法の運営を農政審議会を中心に進める方針であります。が、學識経験者十五名では農業従事者を構成員に加えることは不可能であります。日本は東西に長い國ではなく、南北に長い國であります。南の方の麦を刈り取るときは、北の方では、まきつけのときであります。地域性一つ考えても、經營の種類を考へても、農業従事者の意思は日本農政に反映されなければなりません。これでは、農政審議会は、政府並びに農林省の責任転嫁の審議会になるおそれ

第七は、政府案の農政審議会では、農業従事者の意思は反映されないといふこととあります。政府は農業基本法の運営を農政審議会を中心に進める方針であります。が、學識経験者十五名では農業従事者を構成員に加えることは不可能であります。日本は東西に長い國ではなく、南北に長い國であります。南の方の麦を刈り取るときは、北の方では、まきつけのときであります。地域性一つ考えても、經營の種類を考へても、農業従事者の意思は日本農政に反映されなければなりません。これでは、農政審議会は、政府並びに農林省の責任転嫁の審議会になるおそれ

昭和三十六年六月六日 参議院會議録第三十五号 農業基本法案(前会)の続

昭和三十六年六月六日 参議院會議録第三十五号 農業基本法案(前会の続)

多分にあると言わなければなりません。

以上数点をあげて政府案並びに社会党修正案に対する反対討論を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 森八三二君。

〔森八三二君登壇、拍手〕

○森八三一君 私は、ただいま議題となつております政府提出農業基本法案に對しまして、参議院同志会を代表して賛成の意を表するものであります。(拍手)

私が政府原案に賛意を表するゆえんは、正常かつ合理的な労働によつて農業従事者が他産業従事者に均衡する所得をあげて、健康で文化的な生活を営むことのできる自立経営を中核として、その自主的な意思によつてする共同作業、共同経営をも助長するという農業の基本的態度が、農民の感情に合致するものであり、現下の実態に即応するものであると考えるからであります。しかしながら、立ちおくれおる日本農業を近代化し、合理化して、その生活が国民各階層と均衡するように所得の増大を達成することは、容易ならざる難事といわなければなりません。政府もここに深い認識をされまして、本法の前文には、本法の目的を達成することは国民の責務であると宣言されております。六百万全農民諸君も、この政府の異常な決意に對して満

腔の期待を寄せているのであります。あらゆる障害を克服し、万全の施策をもつて、農民諸君の期待を裏切るようなことがあつてはなりません。

そのために留意しなければなりません。重要な事は、第一に価格政策であります。すなわち、長期見通しに基づいて成長部門として選択的に拡大が要請される重要農産物については、正常な生産費はもちろん、その労働賃金も他産業従事者に均衡するよう確保され

することを目的とした価格支持政策が講ぜられなければならぬことであり、また、生産、需要その他の一般的な経済事情を考慮し、重要農産物の価格の安定をはかるというだけでは、問題の解決にはなりません。農業所得確保の趣旨に基づいた価格支持政策が強力に実施せられることであり、各地における農業従事者の異口同音の要請であります。

第二に、農業団体の再編成であります。法律第二十四条には団体の整備強化を取り上げておりますが、複雑多岐にわたつております農業団体の多くは、一応農民の自主的な判断に基づいて民主的に組織されているという形態ではあります。その実態は必ずしもそうではありません。ややともいたしますと、農業従事者の犠牲の上に組織され、農業の発展をすべし、はばんである場合もないとは申されたいと思つております。ことに、団体と団体と

のなわ張り争ひ的な、まことに遺憾な事象すら発生している現状であります。本法の成立後におきます農業団体の使命の重要性にかんがみ、この際、農業団体の抜本的な再編成を講じますことは、きわめて喫緊の要事であると思ひます。整備強化から一歩前進すべきであらうと思ひるのであります。

第三に、農業経営規模を適正化したしめることは当然であり、これがたゞめには農地の移動が行なわれることとなるのであります。その場合、取得農地の価格が農業収益を基礎としたものでなければならぬこともまた必然であります。ところが、最近におきます農地の多くは、営農の基盤としてのものから離れて取り扱われている場合が少なくない状況であります。ここに、収益を基準としての適正価格による移動が円滑に行なわれ得るような対策がとられなければならぬと思ひるのであります。

第四に、今や農村の青年婦女子の多くは、農業と農村生活に希望を失ひ、脱つて農村を離れていくの傾向にあるのであります。農業と農村の前途のため、まことに寒心にたえないところであります。これが対策は、農業所得を増大して、他産業従事者と均衡した生活を営むことのできるようにいたしますことが、その基本的なものであります。ことは申すまでもありませんが、

教育に待ちますところもまたきわめて大きなものがあらうと思ひるのであります。ここに、画一的な、形式的な教育から、営農の実態に即した有効な農村的教育制度が考えられなければならぬと思ひるのであります。

第五に、日本農業を国際農業に對抗し得る農業にまで発展せしめて参りますことは、本法の持つ目標の一つであります。経営の近代化、技術の高度化が要請されるゆえんであります。これがためには、農業技術普及事業の飛躍的な拡充強化が行なわれなければならぬと存じます。なお、統計調査の充実、僻地農業開発に對する特別措置、系統農業協同組合の機能の強化助長、予算の確保等が急速確実に具現されなければならぬと思ひるのであります。

これらの事項に對し、政府の誠意ある努力と実行を要望し、私の賛成討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 前田佳都男君は一名から、成規の賛成者を得て、討論終局の動議が提出されました。これより本動議の採決をいたします。

表決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(松野鶴平君) 相澤重明君から、歩行困難のため、投票を参事に委託したいとの申し出がございました。これを許可いたします。

すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。

ただいま行なわれております投票につきましては、自後五分間に制限いたします。時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。

すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。

すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。

すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。

制限時間に達しました。投票箱閉鎖。〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十一票

白色票 百三十五票

青色票 五十六票

よって討論は終局することに決しました。

賛成者(白色票)氏名 百三十五名

杉山 昌作君 牛田 寛君
村山 道雄君 谷口 慶吉君
森 八三三君 小平 芳平君
田中 清二君 櫻井 志郎君
加賀山之雄君 齋浦 隆藏君
大泉 寛三君 大竹平八郎君
白木義一郎君 鈴木 恭一君
白井 勇君 吉江 勝保君
常岡 一郎君 竹中 恒夫君
三木與吉郎君 吉米地英俊君
田中 啓一君 山本 米治君
佐藤 尚武君 天坊 裕彦君
近藤 鶴代君 村松 久義君
堀 末治君 藤野 繁雄君
村上 義一君 北條 簡八君
笹森 順造君 黒川 武雄君
泉山 三六君 野上 進君
山本 杉君 谷村 貞治君
天竺 良吉君 米田 正文君
岸田 幸雄君 北島 教真君
金丸 富夫君 川上 為治君
徳永 正利君 仲原 善一君
鈴木 万平君 手島 栄君
大谷藤之助君 鍋島 直紹君

石谷 憲男君 増原 恵吉君
山本 利壽君 佐野 廣君
後藤 義隆君 前田佳都男君
上原 正吉君 岩沢 忠恭君
武藤 常介君 野本 品吉君
小柳 牧衛君 宮澤 喜一君
杉浦 武雄君 新谷寅三郎君
紅露 みつ君 石原幹市郎君
斎藤 昇君 吉武 恵市君
下條 康廣君 林屋亀次郎君
小林 英三君 大野木秀次郎君
田中 茂穂君 柴田 栄君
江藤 智君 西田 信一君
林田 正治君 木島 義夫君
村上 春蔵君 鹿島 俊雄君
植垣弥一郎君 青田源太郎君
安部 清美君 堀本 宜実君
松村 秀逸君 松野 孝一君
井川 伊平君 上林 忠次君
堀原 茂嘉君 高橋 衛君
前田 久吉君 河野 謙三君
横山 フク君 平島 敏夫君
館 哲二君 松平 勇雄君
大谷 賛雄君 青柳 秀夫君
井上 清一君 加藤 武徳君
高橋進太郎君 古池 信三君
秋山俊一郎君 小山邦太郎君
安井 謙君 木暮武太夫君
迫水 久常君 堀木 鏡三君
郡 祐一君 草葉 隆圓君
一松 定吉君 木村篤太郎君
津島 壽一君 野田 俊作君
大川 光三君 岡村文四郎君

反対者(青色票)氏名

五十六名

重政 庸徳君 西川基五郎君
湯澤三千男君 井野 碩哉君
植竹 春彦君 永末 英一君
基 政七君 田上 松衛君
田畑 金光君 片岡 文重君
相馬 助治君 向井 長年君
天田 勝正君 東 隆君
松浦 清一君 村尾 重雄君
中村 正雄君 曾根 益君
山田 節男君 赤松 常子君
棚橋 小虎君

市川 房枝君 大森 創造君
野上 元君 豊瀬 禎一君
千葉千代世君 山本伊三郎君
武内 五郎君 小柳 勇君
鶴岡 哲夫君 横川 正市君
鈴木 強君 坂本 昭君
中村 順造君 松永 忠二君
占部 秀男君 鈴木 壽君
伊藤 顕道君 藤田 進君
亀田 得治君 加瀬 完君
阿具根 登君 大和 与一君
大倉 精一君 小笠原三三男君
中田 吉雄君 荒木正三郎君
小酒井義男君 高田なほ子君
光村 甚助君 加藤シツエ君
清澤 俊英君 吉田 法晴君
木村福八郎君 松澤 兼人君
須藤 五郎君 大矢 正君
森中 守義君 北村 暢君
藤田藤太郎君 相澤 重明君

○議長(松野鶴平君) これより採決をいたします。

まず、北村暢君提出の修正案全部を問題に供します。

表決は記名投票をもつて行ないます。本修正案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(松野鶴平君) すみやかに御投票をお願いします。

すみやかに御投票願います。

ただいま行なわれております投票につきましては、自後五分間に制限いたします。時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票願います。すみやかに御投票願います。すみやかに御投票願います。すみやかに御投票願います。

制限時間に達しました。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百票

白色票 六十一票

青色票 百三十九票

よって北村暢君提出の修正案は否決せられました。

賛成者(白色票)氏名 六十一名

大森 創造君 野上 元君
豊瀬 禎一君 千葉千代世君
山本伊三郎君 武内 五郎君
小柳 勇君 鶴岡 哲夫君
横川 正市君 鈴木 強君
坂本 昭君 中村 順造君
松永 忠二君 森 元治郎君
鈴木 壽君 伊藤 顕道君
藤田 進君 亀田 得治君
加瀬 完君 阿具根 登君
大和 与一君 大倉 精一君
小笠原三三男君 中田 吉雄君
荒木正三郎君 小酒井義男君
高田なほ子君 光村 甚助君
加藤シツエ君 清澤 俊英君
吉田 法晴君 木村福八郎君

小林 孝平君	松澤 兼人君
米田 勲君	大矢 正君
森中 守義君	北村 暢君
安田 敏雄君	藤田藤太郎君
相澤 重明君	木下 友敬君
平林 剛君	秋山 長造君
久保 等君	永岡 光治君
戸叶 武君	椿 繁夫君
矢嶋 三義君	成瀬 暢治君
岡 三郎君	佐多 忠隆君
重盛 壽治君	藤原 道子君
千葉 信君	近藤 信一君
羽生 三七君	内村 清次君
江田 三郎君	野溝 勝君
松本治一郎君	

山本 杉君	谷村 貞治君
天竺 良吉君	米田 正文君
鳥島徳次郎君	岸田 幸雄君
北畠 教真君	金丸 富夫君
川上 為治君	徳永 正利君
仲原 善一君	鈴木 万平君
手島 栄君	大谷藤之助君
鍋島 直紹君	石谷 憲男君
増原 恵吉君	山本 利壽君
佐野 廣君	後藤 義隆君
中野 文門君	前田佳都男君
上原 正吉君	岩沢 忠恭君
武藤 常介君	野本 品吉君
小柳 牧衛君	宮澤 喜一君
杉浦 武雄君	新谷寅三郎君
西郷吉之助君	紅露 みつ君
石原幹市郎君	斎藤 昇君
吉武 恵市君	下條 康磨君
林屋亀次郎君	小林 英三君
寺尾 豊君	大野木秀次郎君
田中 茂穂君	柴田 栄君
江藤 智君	西田 信一君
林田 正治君	木島 義夫君
村上 春蔵君	鹿島 俊雄君
植垣弥一郎君	青田源太郎君
安部 清美君	堀本 宜実君
松野 孝一君	井川 伊平君
上林 忠次君	梶原 茂嘉君
高橋 衛君	高野 一夫君
前田 久吉君	河野 謙三君
平島 敏夫君	館 哲二君
松平 勇雄君	大谷 賛雄君
青柳 秀夫君	井上 清一君

加藤 武徳君	高橋進太郎君
小沢久太郎君	古池 信三君
秋山俊一郎君	小山邦太郎君
安井 謙君	木暮武太夫君
堀本 謙三君	郡 祐一君
草葉 隆圓君	一松 定吉君
青木 一男君	木村篤太郎君
津島 壽一君	野田 俊作君
大川 光三君	岡村文四郎君
劍木 亨弘君	西川甚五郎君
湯澤三千男君	井野 碩哉君
植竹 春彦君	岩間 正男君
須藤 五郎君	永末 英一君
基 政七君	田上 松衛君
田畑 金光君	片岡 文重君
相馬 助治君	向井 長年君
天田 勝正君	東 隆君
松浦 清一君	村尾 重雄君
中村 正雄君	曾根 益君
山田 節男君	赤松 常子君
棚橋 小虎君	

賛成者(白色票)氏名	五十名
大森 創造君	野上 元君
豊瀬 禎一君	千葉千代世君
山本伊三郎君	武内 五郎君
小柳 勇君	鶴岡 哲夫君
横川 正市君	鈴木 強君
坂本 昭君	中村 順造君
松永 忠二君	占部 秀男君

投票総数 百八十五票
白色票 五十九票
青色票 百二十六票

よって亀田得治君提出の修正案は否決せられました。

賛成者(白色票)氏名	百二十六名
杉山 昌作君	牛田 寛君
村山 道雄君	谷口 慶吉君
森 入三三君	小平 芳平君
田中 清一君	加賀山之雄君
稲浦 鹿蔵君	大泉 寛三君
大竹平八郎君	白木義一郎君
鈴木 恭一君	白井 勇君
佐藤 芳男君	吉江 勝保君

反対者(青色票)氏名 百三十九名

○議長(松野鶴平君) 次に、亀田得治君提出の修正案全部の問題に供します。

表決は記名投票をもって行ないます。本修正案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(松野鶴平君) すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。

ただいま行なわれております投票につきましては、自後五分間に制限いたします。時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。

制限時間に達しました。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百八十五票
白色票 五十九票
青色票 百二十六票

よって亀田得治君提出の修正案は否決せられました。

昭和三十六年六月六日 参議院會議録第三十五号 農業基本法案(前会の続)

常岡 一郎君	竹中 恒夫君
苦米地英俊君	田中 啓一君
山本 米治君	佐藤 尚武君
天坊 裕彦君	近藤 鶴代君
村松 久義君	堀 末治君
藤野 繁雄君	笹森 順造君
黒川 武雄君	野上 進君
山本 杉君	谷村 貞治君
天竺 良吉君	米田 正文君
岸田 幸雄君	北畠 教真君
金丸 富夫君	川上 為治君
徳永 正利君	仲原 善一君
手島 栄君	大谷藤之助君
鍋島 直紹君	石谷 憲男君
増原 恵吉君	山本 利壽君
佐野 廣君	後藤 義隆君
中野 文門君	前田佳都男君
上原 正吉君	岩沢 忠恭君
武藤 常介君	小柳 牧衛君
宮澤 喜一君	杉浦 武雄君
新谷寅三郎君	西郷吉之助君
紅澤 みつ君	石原幹市郎君
斎藤 昇君	下條 康麿君
林屋龜次郎君	小林 英三君
寺尾 豊君	大野木秀次郎君
田中 茂穂君	柴田 栄君
江藤 智君	西田 信一君
林田 正治君	木島 義夫君
鹿島 俊雄君	植垣弥一郎君
青田源太郎君	安部 清美君
松野 孝一君	井川 伊平君
堀見 俊二君	梶原 茂嘉君
横山 フク君	平島 敏夫君

館 哲二君	松平 勇雄君
大谷 實雄君	青柳 秀夫君
井上 清一君	加藤 武徳君
高橋進太郎君	小沢久太郎君
小山邦太郎君	安井 謙君
太春武太夫君	迫水 久常君
重宗 雄三君	堀木 鐵三君
郡 祐一君	草葉 隆圓君
一松 定吉君	青木 一男君
木村篤太郎君	野田 俊作君
岡村文四郎君	細木 亨弘君
西川甚五郎君	湯澤三千男君
井野 碩哉君	植竹 春彦君
岩間 正男君	須藤 五郎君
永末 英一君	基 政七君
田上 松衛君	田畑 金光君
片岡 文重君	相馬 助治君
向井 長年君	天田 勝正君
東 隆君	松浦 清一君
村尾 重雄君	中村 正雄君
曾根 益君	山田 節男君
赤松 常子君	棚橋 小虎君

〔参事氏名を点呼〕	
〔投票執行〕	
○議長(松野鶴平君) すみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。	
ただいま行なわれております投票につきましては、自後五分間に制限いたします。時間が参りますれば投票箱を閉鎖いたします。すみやかに御投票願います。——すみやかに御投票願います。	
制限時間に達しました。投票箱閉鎖。	
〔投票箱閉鎖〕	
○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。	
〔参事投票を計算〕	
○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。	
投票総数	百七十九票
白色票	六十一票
青色票	百十八票
賛成者(白色票)氏名	六十一名
大森 創造君	野上 元君
豊瀬 慎一君	千葉千代世君
山本伊三郎君	武内 五郎君
小柳 勇君	鶴岡 哲夫君

横川 正市君	鈴木 強君
坂本 昭君	中村 順造君
松永 忠二君	占部 秀男君
森 元治郎君	鈴木 壽君
伊藤 顯道君	藤田 進君
亀田 得治君	加瀬 完君
阿具根 登君	大和 与一君
大倉 精一君	小笠原三三男君
中田 吉雄君	小酒井義男君
高田なほ子君	光村 甚助君
加藤シヅエ君	清澤 俊英君
吉田 法晴君	木村昭八郎君
小林 孝平君	松澤 兼人君
米田 勲君	大矢 正君
森中 守義君	北村 暢君
安田 敏雄君	藤田藤太郎君
相澤 重明君	木下 友敬君
平林 剛君	秋山 長造君
久保 等君	永岡 光治君
戸叶 武君	椿 繁夫君
矢嶋 三義君	成瀬 暢治君
岡 三郎君	佐多 忠隆君
重盛 壽治君	藤原 道子君
千葉 信君	近藤 信一君
羽生 三七君	内村 清次君
江田 三郎君	野濤 勝君
松本治一郎君	

稲浦 鹿蔵君	大泉 寛三君
大竹平八郎君	白木義一郎君
鈴木 恭一君	白井 勇君
佐藤 芳男君	吉江 勝保君
常岡 一郎君	竹中 恒夫君
三木與吉郎君	苦米地英俊君
田中 啓一君	山本 米治君
佐藤 尚武君	天坊 裕彦君
近藤 鶴代君	村松 久義君
堀 末治君	藤野 繁雄君
村上 義一君	黒川 武雄君
野上 進君	山本 杉君
谷村 貞治君	天竺 良吉君
米田 正文君	岸田 幸雄君
北畠 教真君	金丸 富夫君
川上 為治君	徳永 正利君
仲原 善一君	手島 栄君
鍋島 直紹君	山本 利壽君
石谷 憲男君	後藤 義隆君
佐野 廣君	前田佳都男君
中野 文門君	岩沢 忠恭君
上原 正吉君	小柳 牧衛君
野本 品吉君	新谷寅三郎君
宮澤 喜一君	紅澤 みつ君
西郷吉之助君	斎藤 昇君
木内 四郎君	林屋龜次郎君
吉武 恵市君	寺尾 豊君
小林 英三君	田中 茂穂君
大野木秀次郎君	柴田 栄君
西田 信一君	江藤 智君
木島 義夫君	林田 正治君
植垣弥一郎君	鹿島 俊雄君
青田源太郎君	

安部 清美君 堀本 宜実君

松野 幸一君 井川 伊平君

堀見 俊二君 堀原 茂嘉君

河野 謙三君 横山 フク君

館 哲二君 松平 勇雄君

大谷 賛雄君 青柳 秀夫君

加藤 武徳君 高橋進太郎君

小沢久太郎君 小山邦太郎君

安井 謙君 迫水 久常君

重宗 雄三君 郡 祐一君

草葉 隆圓君 青木 一男君

木村篤太郎君 野田 俊作君

大川 光三君 綱木 亨弘君

井野 碩哉君 岩間 正男君

須藤 五郎君 永末 英一君

基 政七君 田上 松衛君

田畑 金光君 片岡 文重君

向井 長年君 天田 勝正君

東 隆君 松浦 清一君

村尾 重雄君 中村 正雄君

曾根 益君 山田 節男君

赤松 常子君 棚橋 小虎君

○議長(松野鶴平君) 次に、原案全部を問題に供します。

表決は記名投票をもって行ないます。

本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

【議場閉鎖】

【参事氏名を点呼】

【投票執行】

○議長(松野鶴平君) すみやかに御投票願います。——すみやかに御投票願います。

投票漏れはございませんか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

【投票箱閉鎖】

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

【議場閉鎖】

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

白色票 二百二十二票

青色票 八十票

【拍手】

よって農業基本法案は可決せられました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 百三十二名

杉山 昌作君 牛田 寛君

村山 道雄君 谷口 慶吉君

森 八三一君 小平 芳平君

田中 清一君 櫻井 志郎君

加賀山之雄君 稲浦 隆蔵君

大泉 寛三君 大竹平八郎君

白木義一郎君 鈴木 恭一君

白井 勇君 佐藤 芳男君

吉江 勝保君 常岡 一郎君

辻 武壽君 竹中 恒夫君

三木與吉郎君 苦米地英俊君

田中 啓一君 山本 米治君

佐藤 尚武君 天坊 裕彦君

近藤 鶴代君 村松 久義君

堀 末治君 藤野 繁雄君

村上 義一君 北條 鶴八君

太田 正孝君 笹森 順造君

黒川 武雄君 泉山 三六君

杉原 荒太君 野上 進君

山本 杉君 谷村 貞治君

天竺 良吉君 米田 正文君

岸田 幸雄君 北畠 教真君

金丸 富夫君 川上 為治君

徳永 正利君 仲原 善一君

鈴木 万平君 手島 栄君

大谷勝之助君 鍋島 直昭君

石谷 憲男君 増原 恵吉君

山本 利壽君 佐野 廣君

後藤 義隆君 中野 文門君

前田佳都男君 上原 正吉君

岩沢 忠恭君 武藤 常介君

野本 品吉君 小柳 牧衛君

宮澤 喜一君 杉浦 武雄君

新谷寅三郎君 西郷吉之助君

紅露 みつ君 木内 四郎君

石原幹市郎君 斎藤 昇君

吉武 恵市君 下條 康磨君

林屋亀次郎君 小林 英三君

寺尾 豊君 大野木秀次郎君

田中 茂徳君 柴田 栄君

江藤 智君 西田 信一君

林田 正治君 木島 義夫君

村上 春蔵君 鹿島 俊雄君

植垣弥一郎君 青田源太郎君

安部 清美君 堀本 宜実君

松村 秀逸君 松野 孝一君

井川 伊平君 堀見 俊二君

上林 忠次君 堀原 茂嘉君

高橋 衛君 前田 久吉君

河野 謙三君 横山 フク君

平島 敏夫君 館 哲二君

松平 勇雄君 大谷 賛雄君

青柳 秀夫君 井上 清一君

加藤 武徳君 高橋進太郎君

小沢久太郎君 古池 信三君

秋山俊一郎君 小山邦太郎君

安井 謙君 太善武太夫君

迫水 久常君 重宗 雄三君

堀木 鐵三君 郡 祐一君

草葉 隆圓君 一松 定吉君

青木 一男君 木村篤太郎君

津島 壽一君 野田 俊作君

大川 光三君 岡村文四郎君

綱木 亨弘君 重政 庸徳君

西川甚五郎君 湯澤三千男君

井野 碩哉君 植竹 春彦君

反対者(青色票)氏名 八十名

市川 房枝君 大森 創造君

野上 元君 豊瀬 禎一君

千葉千代世君 山本伊三郎君

武内 五郎君 小柳 勇君

鶴岡 哲夫君 横川 正市君

鈴木 強君 坂本 昭君

中村 順造君 松永 忠二君

占部 秀男君 森 元治郎君

鈴木 壽君 伊藤 顕道君

藤田 進君 亀田 得治君

加瀬 完君 阿具根 登君

大和 与一君 大倉 精一君

小笠原三男君 中田 吉雄君

荒木正三郎君 小酒井義男君

高田なほ子君 光村 甚助君

加藤シヅエ君 清澤 俊英君

吉田 法晴君 木村啓八郎君

小林 孝平君 松澤 兼人君

岩間 正男君 須藤 五郎君

米田 勲君 大矢 正君

森中 守義君 北村 暢君

永末 英一君 基 政七君

安田 敏雄君 藤田康太郎君

相澤 重明君 田上 松衛君

田畑 金光君 木下 友敬君

平林 剛君 秋山 長造君

久保 等君 永岡 光治君

片岡 文重君 相馬 助治君

向井 長年君 戸叶 武君

椿 繁夫君 矢嶋 三義君

成瀬 幡治君 天田 勝正君

東 隆君 松浦 清一君

岡 三郎君 佐多 忠隆君

重盛 壽治君 藤原 道子君

村尾 重雄君 中村 正雄君

曾根 益君 千葉 信君

近藤 信一君 羽生 三七君

内村 清次君 江田 三郎君

野澤 勝君 山田 節男君

赤松 常子君 棚橋 小虎君

○議長(松野鶴平君) 午後一時まで休憩いたします。

午前四時五分休憩

午後十一時五十二分開議

○議長(松野鶴平君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

次会は明日午前一時より開会いたします。議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後十一時五十三分散会

出席者は左の通り。

議長 松野鶴平君

議員

杉山 昌作君 牛田 寛君
村山 道雄君 谷口 康吉君
森 八三三君 小平 芳平君
田中 清一君 櫻井 志郎君
加賀山之雄君 稲浦 麗蔵君
大泉 寛三君 大竹平八郎君
中尾 辰義君 白木義一郎君
鈴木 恭一君 白井 勇君
佐藤 芳男君 吉江 勝保君
常岡 一郎君 辻 武壽君
竹中 恒夫君 三木與吉郎君
苦米地英俊君 田中 啓一君
山本 米治君 佐藤 尚武君
天坊 裕彦君 市川 房枝君
近藤 鶴代君 村松 久義君
堀 末治君 藤野 繁雄君

村上 義一君 北條 尚八君
千田 正君 太田 正孝君
笹森 順造君 黒川 武雄君
泉山 三六君 杉原 荒太君
野上 進君 山本 杉君
谷村 貞治君 天竺 良吉君
米田 正文君 島島徳次郎君
岸田 幸雄君 北畠 教真君
金丸 富夫君 川上 為治君
徳永 正利君 仲原 善一君
鈴木 万平君 手島 榮君
大谷藤之助君 鍋島 直紹君
石谷 憲男君 増原 恵吉君
山本 利壽君 小幡 治和君
佐野 廣君 後藤 義隆君
中野 文門君 前田佳都男君
上原 正吉君 岩沢 忠恭君
岡崎 真一君 武藤 常介君
野本 品吉君 小柳 牧衛君
宮澤 喜一君 杉浦 武雄君
新谷寅三郎君 西郷吉之助君
紅露 みつ君 木内 四郎君
石原幹市郎君 斎藤 昇君
吉武 恵市君 下條 康磨君
林屋亀次郎君 小林 英三君
寺尾 豊君 野村吉三郎君
大野木秀次郎君 田中 茂穂君
柴田 榮君 江藤 智君
西田 信一君 林田 正治君
木島 義夫君 村上 春蔵君
鹿島 俊雄君 植垣弥一郎君
赤岡 文三君 青田源太郎君
安部 清美君 堀本 宜実君

松村 秀逸君 松野 孝一君
井川 伊平君 塩見 俊二君
上林 忠次君 梶原 茂嘉君
高橋 衛君 高野 一夫君
前田 久吉君 河野 謙三君
横山 フク君 平島 敏夫君
館 哲二君 松平 勇雄君
小林 武治君 大谷 實雄君
青柳 秀夫君 井上 清一君
加藤 武徳君 高橋進太郎君
小沢久太郎君 古池 信三君
秋山俊一郎君 小山邦太郎君
安井 謙君 木暮武太夫君
迫水 久常君 重宗 雄三君
堀本 鐵三君 那 祐一君
草葉 隆圓君 一松 定吉君
青木 一男君 木村篤太郎君
津島 壽一君 野田 俊作君
大森 創造君 野上 元君
豊瀬 禎一君 千葉千代世君
山本伊三郎君 武内 五郎君
小柳 勇君 鶴岡 哲夫君
横川 正市君 鈴木 強君
坂本 昭君 阿部 竹松君
中村 順造君 大川 光三君
岡村文四郎君 松永 忠二君
占部 秀男君 森 元治郎君
鈴木 壽君 大河原一次君
伊藤 頭道君 駒木 亨弘君
重政 庸徳君 藤田 進君
亀田 得治君 加瀬 完君
阿具根 登君 大和 与一君
大倉 精一君 西川甚五郎君

下村 定君 小笠原三男君
中田 吉雄君 荒木正三郎君
小酒井義男君 高田なほ子君
光村 基助君 湯澤三千男君
井野 碩哉君 植竹 春彦君
加藤シヅエ君 清澤 俊英君
吉田 法晴君 木村福八郎君
小林 孝平君 松澤 兼人君
岩間 正男君 野坂 参三君
須藤 五郎君 米田 勲君
大矢 正君 森中 守義君
北村 暢君 永末 英一君
基 政七君 安田 敏雄君
藤田藤太郎君 相澤 重明君
田上 松衛君 田畑 金光君
木下 友敬君 平林 剛君
秋山 長造君 久保 等君
永岡 光治君 片岡 文重君
相馬 助治君 向井 長年君
戸叶 武君 椿 繁夫君
矢嶋 三義君 成瀬 幡治君
天田 勝正君 東 隆君
松浦 清一君 岡 三郎君
佐多 忠隆君 田中 一君
重盛 壽治君 藤原 道子君
村尾 重雄君 中村 正雄君
曾祢 益君 千葉 信君
近藤 信一君 羽生 三七君
内村 清次君 江田 三郎君
野澤 勝君 松本治一郎君
山田 節男君 赤松 常子君
棚橋 小虎君

國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

農林大臣 周東 英雄君

政府委員

法制局長官 林 修三君

法制局第三部長 吉岡 一郎君

大蔵省主計 上林 英男君

局法規課長 大沢 融君

農林大臣官 房審議官

昭和三十六年六月六日 参議院會議録第三十五号

八二〇

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し原稿紙は二十円)
(配達料共)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段3322—至五段本館